

東久留米市立保育園・幼稚園における薬剤の預かり 及び与薬についてのお知らせ

東久留米保育園・幼稚園では、原則として与薬を行わないことになっております。

しかしながら、日々の保育において、保護者の依頼を受け各園、数多くの与薬がされており、また、その対応は各園まちまちで不安を抱え保育にあたっております。

そこで、東久留米市立保育園・幼稚園では、園児が他の児に感染しない状態にあり、保育時間内に服薬しないと健康的な日常生活が過ごせない場合に限り医師の与薬指示書に従って適切な処遇を行うことになりました。

つきましては、下記の基準にあった症例に限り保育園・幼稚園の与薬を行うことになりましたので先生方のご協力のほどよろしくお願いいたします。

記

1 与薬の基本

原則として保育園・幼稚園では薬は預からない。しかし、保育時間内に服薬しないと健康的な日常生活が過ごせない場合、主治医の指示薬に限り、預かり与薬します。

2 与薬指示書について

主治医は、保護者から依頼を受けて保育園・幼稚園の園児が保育時間帯に与薬等が必要であると判断したときは、所定の与薬指示書に指示内容を記入し、保護者が保育園・幼稚園に提出する。保育園・幼稚園は与薬指示書に基づき、必要と認めた場合、与薬等を行う。

3 保育園・幼稚園において預かるべきか判断しかねる症例は、園医及び医師会園医会担当医で協議し、決定いたします。

4 保育園・幼稚園での与薬が必要と考えられる症例や薬剤

ア 熱性痙攣、てんかんなどの痙攣の予防薬

イ 慢性疾患（心臓病など）の治療薬

ウ アトピー性皮膚炎などの軟膏

エ その他主治医が必要と判断した症例

* （注）溶連菌感染症、中耳炎などにより他の児に感染しない状態にあり抗生剤などを一定期間服用することが不可欠である症例に限定され、咽頭炎・気管支炎等は含まれません。

5 与薬に関する保護者への指導

1日3回服用の場合で朝、夕（園より帰宅後）、寝る前でも服用可能な場合、そのように指導してください。

6 その他

水剤は、1回の服薬量が不正確になる場合もあるのでできるだけ散剤としてください。

東久留米市医師会園医会

東久留米市立保育園・幼稚園保健連絡会

* 当園でも上記の基準に沿って与薬を行っていきますので、ご協力の程よろしくお願いいたします。

なお、与薬指示書を使用する際は、必ず主治医に、こちらの紙面を確認していただきますようお願いいたします。

下里しおん保育園

与薬依頼書

東久留米市下里しおん保育園 殿

園児名

クラス

年 月 日生

保育時間内での与薬をお願いします

保護者名

印

平成

年

月

日

主治医の先生へ

与薬について下記指示書にご記入をお願いします。

東久留米市下里しおん保育園

与薬指示書

病名

薬剤名及び作用

園で服薬が
必要な理由

剤形及び服薬量

1回に

散薬
包

坐薬（抗痙攣剤）

その他（

）

与薬時間

昼食後 ・ 15時頃

期間

年 月 日からおおよそ

日間ぐらい（最長6ヶ月まで）

特記事項

医療機関名及び所在地

年 月 日

TEL

医師名